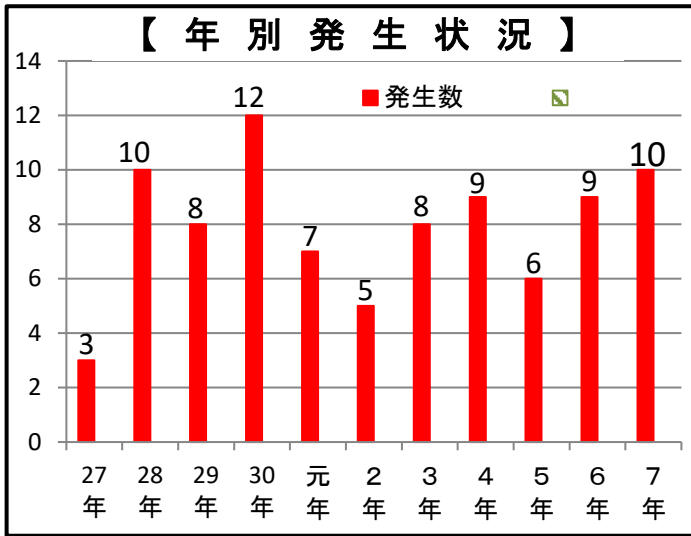


徳島県の死亡労働災害発生状況

【平成27年～令和7年】(令和7年12月末)令和8年4月確定値

(※各表の単位:「人」)



①業種別 (死亡者数)

業種	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
製造業		3	1	2	2			1		1		10
建設業		2	4	4	3	3	3	4	2	2	3	30
道路貨物運送	2	1		1	1	1	1	3				10
林業			1						1	1	1	4
三次産業	小売業	1	1		1		1			2		6
	小売以外		1	1	2			3		1	3	13
上記以外		2	1	2	1		1	1		2	4	14
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

②年齢別 (死亡者数)

年齢	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
～19				1								1
20～29		1	1		1		1					4
30～39		1	2	2	1			1	1			8
40～49			1			1		3		3	3	11
50～59	1	3		3	3	3	3	1		4	1	22
60～65		1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	17
65歳以上	2	4	2	4			3	2	3		4	24
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

③規模別 (死亡者数)

規模	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
1～9人	1	8	6	7	3	1	3	2	2	2	6	41
10～29	1	1	2	2	1	3	3	2	4	3	3	25
30～49	1	1		2	1	1	1	3		2	1	13
50～99							1	1		2		4
100～299				1	1			1				3
300～499					1							1
500人以上												
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

④事故の型別/起因物別 【平成27年～令和7年】 (令和7年12月末) 令和8年4月確定値

事故の型	起因物											計		
	建機等	設機	一動機	般力機	他力機	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等	物質・材料荷		環境等	左記以外の起因物
墜落・転落	5					2	5		1	10		1	2	26
転倒	1						1			3				5
飛来・落下	1					1	1							3
崩壊・倒壊										2		1		3
激突され	1				1	1	2		1			3	1	10
はさまれ・まきこまれ	2		1		1		3	2			1			10
切れ・こすれ														
おぼれ									1		1		3	5
爆発・破裂											1			1
交通事故						1	11	9						21
上記以外の型												2	1	3
計	10	1	2	5	23	12	2	2	16	2	10	4	87	

◆労働者死傷病報告の電子申請化(令和7年1月1日)に伴い、統計分類の「事故の型」「起因物」が一部細分化。

◆電子申請化以前の統計分類との整合性・統一性を確保するためこれまでの統計分類に分類。

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R7年12月末【令和8年4月確定値】

新型コロナ除く発生件数

	第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較			
	発生状況					発生状況					前年同期	令和7年	対前年同期比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年				
製 造 業	食 料 品 製 造 業	54	53	61	66	66	43	46	43			46	43	-6.5%
	木 材 木 製 品 製 造 業	16	24	13	16	19	25	26	21			26	21	-19.2%
	家 具 装 備 品 製 造 業	19	7	14	9	9	13	11	5			11	5	-54.5%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9	13			9	13	44.4%
	化 学 工 業	18	25	12	25	21	26	21	23			22	23	4.5%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5	10			5	10	100.0%
	金 属 製 品 製 造 業	22	19	14	15	23	12	21	10			20	10	-50.0%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	10	9	7	7	8	8	12	4			12	4	-66.7%
	輸 送 用 機 械 製 造 業	12	10	6	8	7	8	5	1			5	1	-80.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	25	15	26	31	25	24	25	28			25	28	12.0%
計	191	185	170	197	199	180	181	158			181	158	-12.7%	
建 設 業	土 木 工 事 業	36	50	63	49	43	38	41	53			41	53	29.3%
	建 築 工 事 業	60	81	64	54	71	55	41	43			41	43	4.9%
	そ の 他 の 建 設 業	29	16	30	29	21	32	28	34			28	34	21.4%
計	125	147	157	132	135	125	110	130			110	130	18.2%	
運 輸 交 通 業	道 路 貨 物 運 送 業	88	75	76	95	85	74	58	66			58	66	13.8%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	10	8	7	6	9	7	3	6			3	6	100.0%
計	98	83	83	101	94	81	61	72			61	72	18.0%	
林 業		31	8	18	19	29	22	22	22			22	22	0.0%
第 三 次 産 業	小 売 業	78	78	96	88	108	77	85	84			85	84	-1.2%
	医 療 保 健 業	43	33	47	57	50	36	43	66			43	66	53.5%
	社 会 福 祉 施 設	64	63	88	70	75	72	72	85			72	85	18.1%
	飲 食 店	22	22	25	32	34	33	24	31			24	31	29.2%
	清 掃 ・ と 畜 業	39	46	42	41	41	30	45	35			45	35	-22.2%
	通 信 業	17	23	19	21	16	14	23	20			23	20	-13.0%
	上 記 以 外 の 第 三 次 産 業	82	78	98	108	105	95	114	126			114	126	10.5%
計	345	343	415	417	429	357	406	447			406	447	10.1%	
上 記 以 外 の 事 業	32	28	27	31	28	31	43	31			43	31	-27.9%	
合 計	822	794	870	897	914	796	823	860			823	860	4.5%	

新型コロナウイルス感染症の件数

(6) (120) (1125) (364) (149) (31)

(149) (31)

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R7年12月末【令和8年4月確定値】

		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発生状況					発生状況					前年同期	令和7年	対前年同期比
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年			
製 造 業	食料品製造業	54	53	61	78	75	50	46	43			46	43	-6.5%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	20	25	26	21			26	21	-19.2%
	家具装備品製造業	19	7	14	9	9	13	11	5			11	5	-54.5%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9	13			9	13	44.4%
	化学工業	18	25	12	25	31	27	22	23			22	23	4.5%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5	10			5	10	100.0%
	金属製品製造業	22	19	14	15	24	12	21	10			21	10	-52.4%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	9	8	12	4			12	4	-66.7%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8	5	1			5	1	-80.0%
	上記以外の製造業	25	15	26	36	29	25	25	28			25	28	12.0%
	計	191	185	170	214	225	189	182	158			182	158	-13.2%
建 設 業	土木工事業	36	50	63	58	61	38	41	53			41	53	29.3%
	建築工事業	60	81	64	56	72	55	41	43			41	43	4.9%
	その他の建設業	29	16	30	40	65	32	28	34			28	34	21.4%
	計	125	147	157	154	198	125	110	130			110	130	18.2%
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	88	75	77	96	93	74	58	66			58	66	13.8%
	その他の運輸交通業	10	8	8	6	12	7	3	6			3	6	100.0%
	計	98	83	85	102	105	81	61	72			61	72	18.0%
林業		31	8	18	19	29	22	22	22			22	22	0.0%
第 三 次 産 業	小売業	78	78	96	88	110	80	85	84			85	84	-1.2%
	医療保健業	43	33	47	103	631	232	76	85			76	85	11.8%
	社会福祉施設	64	63	91	87	475	224	187	97			187	97	-48.1%
	飲食店	22	22	25	32	40	33	24	31			24	31	29.2%
	清掃・と畜業	39	46	42	47	44	30	45	35			45	35	-22.2%
	通信業	17	23	19	21	17	14	23	20			23	20	-13.0%
	上記以外の第三次産業	82	78	99	119	125	99	114	126			114	126	10.5%
	計	345	343	419	497	1,442	712	554	478			554	478	-13.7%
上記以外の事業		32	28	27	31	40	31	43	31			43	31	-27.9%
	合計	822	794	876	1,017	2,039	1,160	972	891			972	891	-8.3%

件数には新型コロナウイルス感染症を含む。

(6) (120) (1125) (364) (149) (31)

(149) (31)

令和7年 労働災害発生状況 新型コロナウイルス感染症を除く労働災害

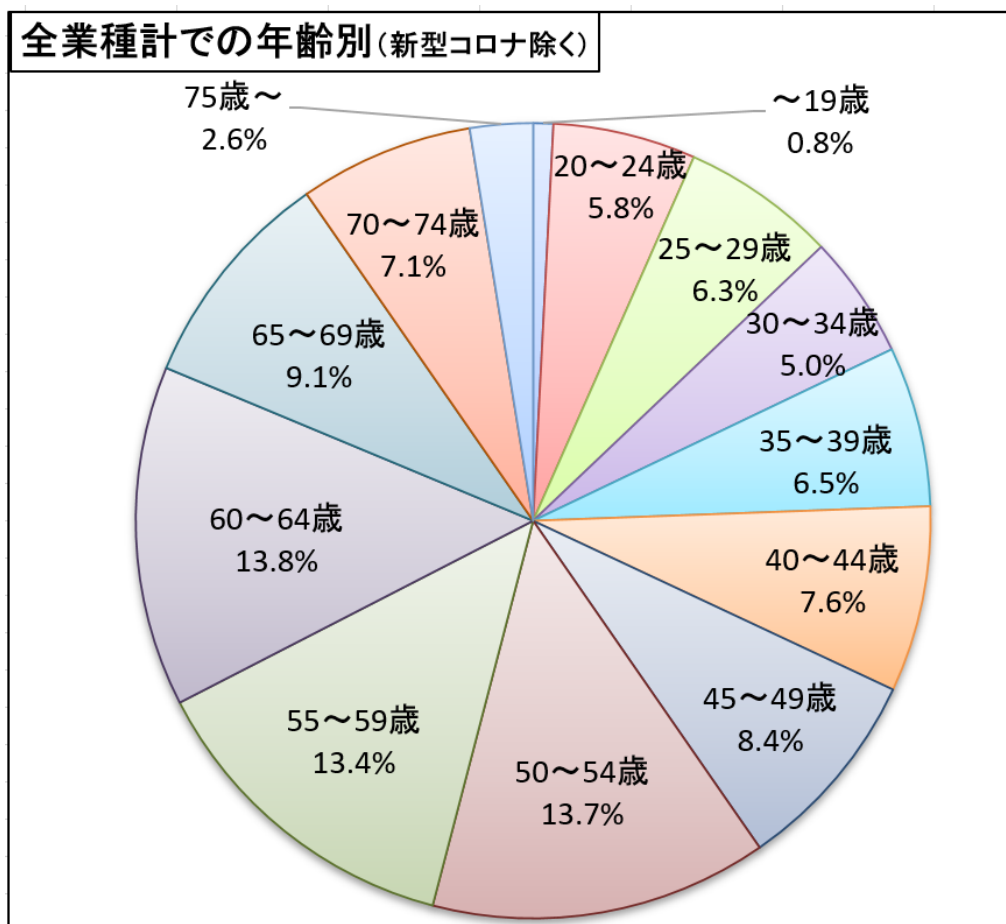
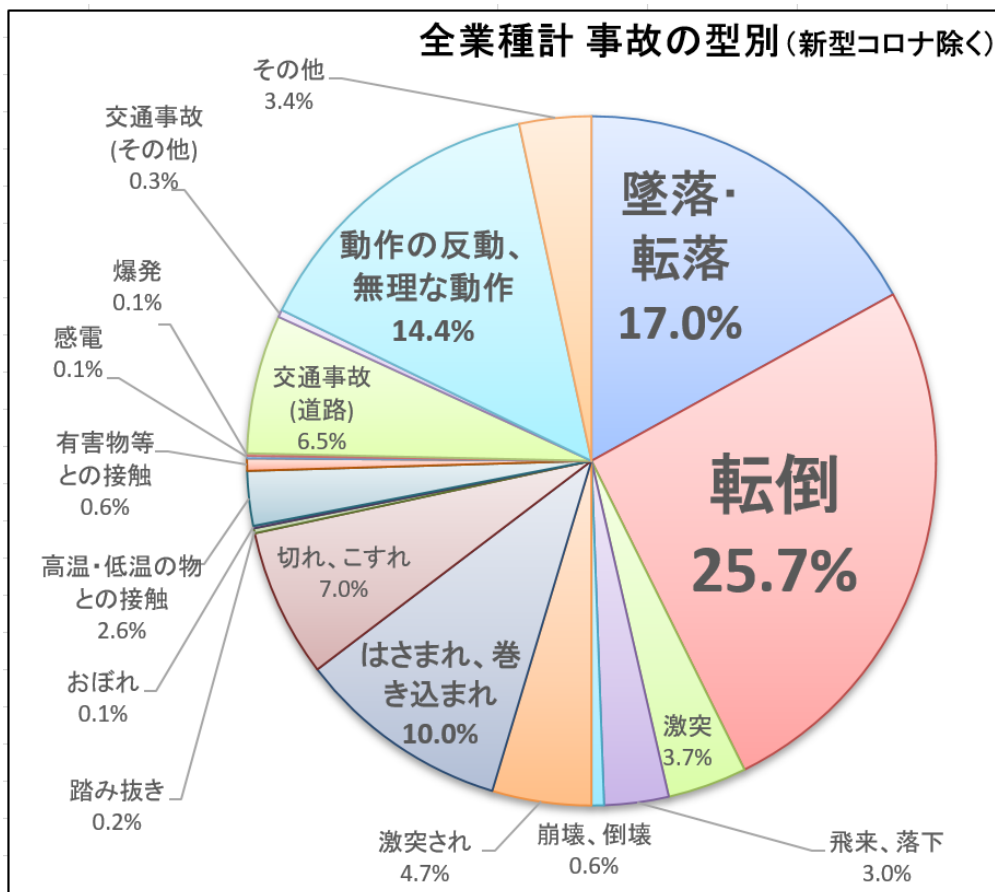
主な業種別・主な事故の型別死傷者数（人）

主な事故の型 主な業種	転倒	無理な動作・ 動作の反動	墜落・転落	はさまれ・ き込まれ	激突	激突され	交通事故	死傷者数計
食料品製造業	8	3	6	9	1	2	0	43
化学工業	2	3	4	7	2	1	1	23
金属製品製造業	1	3	3	3	0	0	0	10
建設業	14	9	46	14	4	9	7	130
道路貨物運送業	9	16	17	9	4	2	2	66
小売業	33	12	10	2	4	1	15	84
医療保健業	25	20	5	2	3	4	1	66
社会福祉施設	27	27	5	2	2	2	4	85
死傷者数計	221	124	146	86	32	40	59	860

主な業種別・主な事故の型別死傷者数の割合（％）

主な事故の型 主な業種	転倒	無理な動作・ 動作の反動	墜落・転落	はさまれ・ き込まれ	激突	激突され	交通事故	死傷災害計
食料品製造業	18.6	7.0	14.0	20.9	2.3	4.7	0	100
化学工業	8.7	13.0	17.4	30.4	8.7	4.3	4.3	100
金属製品製造業	10.0	30.0	30.0	30.0	0	0	0	100
建設業	10.8	6.9	35.4	10.8	3.1	6.9	5.4	100
道路貨物運送業	13.6	24.2	25.8	13.6	6.1	3.0	3.0	100
小売業	39.3	14.3	11.9	2.4	4.8	1.2	17.9	100
医療保健業	37.9	30.3	7.6	3.0	4.5	6.1	1.5	100
社会福祉施設	31.8	31.8	5.9	2.4	2.4	2.4	4.7	100
死傷災害計	25.7	14.4	17.0	10.0	3.7	4.7	6.9	100

令和7年労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染者を除く）



徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標

アウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島第14次防推進計画の詳細は、
ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

高齢者の労働災害防止のための指針 ～エイジフレンドリー指針～ 【概要版】

1 趣旨 この指針は、労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の労働災害を防止するため、事業者が講ずるよう努めなければならない措置について、その適切かつ有効に実施するため定めたものです。

2 事業者が講ずべき措置

次の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

1 安全衛生体制の確立等

◇ 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確にします。
- ・ 安全衛生委員会等において高齢者の労働災害防止対策に関する事項を調査審議し、労使で話し合います。



◇ 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・ 高齢者の身体機能等の低下による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源を洗い出し、リスクの高いものから優先的に対策を講じます。

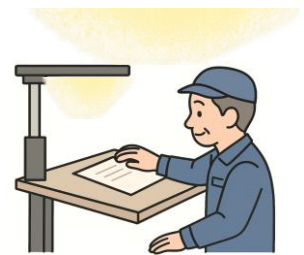
2 職場環境の改善

◇ 身体機能低下を補う設備・装置の導入

- ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行います。

◇ 高齢者の特性を考慮した作業管理

- ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等を見直します。



3 高齢者の健康や体力の状況の把握

◇ 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施します。

◇ 体力の状況の把握

- ・ 高齢者の体力状況を客観的に把握し、適切な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望まれます。また、事業場の実情に応じて青年期・壮年期から実施することで、安全で安心な職場づくりに役立ちます。



◇ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・ 健康情報等は「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、プライバシーに十分配慮し適切に取り扱います。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

◇ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて、業務内容の見直しや働き方の配慮をします。

◇ 高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者が安心して働き続けられるよう、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールづくりに努めます。
- ・業務内容の決定に当たっては、健康状態や体力の状況を踏まえ、安全と健康の観点から適切な業務とのマッチングに努め、継続的な就労が可能となるよう配慮します。
- ・高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づき、取り組むよう努めます。



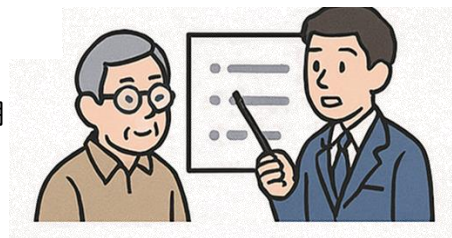
◇ 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上を目的とした取組を継続的に実施します。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づき、心身の健康づくりに努めます。

5 安全衛生教育

◇ 高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行うとともに、作業内容とそのリスクについて理解しやすくするため、十分な時間をかけ丁寧に説明します。高齢者が再雇用等によりこれまで経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行います。



◇ 管理監督者等に対する教育

- ・管理監督者等に対して、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行います。

3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮し、作業環境の改善や作業管理など、必要な安全対策に努めます。一方、個々の労働者も、身体機能等の低下が労働災害のリスクにつながる可能性を理解し、事業者と協力しながら安全な職場づくりを進めていきましょう。

4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、国や関係団体が実施する支援策を積極的に活用し、職場の安全対策や環境整備に役立てていきましょう。

【参考】「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります

※「令和8年度のエイジフレンドリー補助金」は、令和8年4月末現在、準備中です。



厚生労働省HPへ